

## 中東情勢の変化による農業農村整備事業への影響に係る対応

中東情勢の変化に伴い、石油製品を主とした工事材料の価格や安定した供給に影響が懸念されるところです。

今後、急激な価格高騰や資材納期の延期などにより、円滑な事業の執行に支障をきたす恐れがあった場合は、受発注者や関係機関において密に情報を共有し、速やかに対応をとる必要があります。

そのため、スライド条項の適切な運用や工期の延長などの具体的な対応と留意事項について、あらかじめお知らせします。

対応の詳細については、各(総合)振興局の工事担当者にお問い合わせ願います。

### 主な対応と留意事項

#### ■単品スライド条項

・主要な工事材料<sup>※1</sup>において、設計時点の価格から変動した場合、工事請負契約書第 22 条第5項に基づき請負代金額を変更することが可能です。

<sup>※1</sup> 鋼材類、燃料油、肥料類、管類、木材類、アスファルト類、コンクリート類、その他

・単品スライド条項の適用に係る請求の際に、残工期が 2 ヶ月以上ある工事が対象となります。

・農政部事業調整課のホームページに様式等が掲載されています。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/suraido.html>)

#### ■工期の延長、工事一時中止

・工事材料の納期が遅れる場合には、受発注者間で協議を行い、工期の延長及び工事の一時中止により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、必要な経費を計上することが可能です。

北海道農政部農村振興局事業調整課  
課長補佐(技術指導) 田中  
011-204-5405